第六章の次に次の二章を加える。

第六章の二　ＣＶＡリスク

第一節　算出方式

（ＣＶＡリスク相当額の算出）

第二百四十六条の二　組合は、次節に定める標準的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るＣＶＡリスク相当額を算出しなければならない。

一　中央清算機関

二　組合が適格中央清算機関の間接清算参加者である場合であって、次に掲げる要件の全てを満たす取引に係る直接清算参加者

イ　間接清算参加者のトレード・エクスポージャーについて、次に掲げる場合における間接清算参加者の損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていること。

(1)　直接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場合

(2)　他の間接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場合

ロ　間接清算参加者がその適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を委託している直接清算参加者が債務不履行又は支払不能により適格中央清算機関の清算参加者としての資格を失った場合においても、間接清算参加者が追加的な負担をすることなく他の直接清算参加者又は適格中央清算機関と当該トレード・エクスポージャーに関する契約を継続又は承継するための枠組みが存在していること。

三　資金清算機関等

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる組合のいずれにも該当しない組合にあっては、第三節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るＣＶＡリスク相当額を算出することができる。

一　内部格付手法採用組合

二　先進的計測手法採用組合

三　期待エクスポージャー方式の使用について第五十三条第一項（第百三十二条第五項又は第百四十条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けた組合

3　前二項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる組合のいずれにも該当しない組合が、直近の算出基準日において次節に定める標準的リスク測定方式を用いてＣＶＡリスク相当額を算出している場合には、やむを得ない理由によりその使用を継続することができない旨をあらかじめ行政庁に届け出たときを除き、これを継続して用いなければならない。

第二節　標準的リスク測定方式

（標準的リスク測定方式によるＣＶＡリスク相当額）

第二百四十六条の三　標準的リスク測定方式を用いて算出するＣＶＡリスク相当額は、次に掲げる算式により算出した所要自己資本額(K)とする。

所要自己資本額 $(K) = 2.33 \times h^{0.5} \times \left(\left(\sum_i 0.5 \times w_i \times (M_i \times EAD_i^{total} - M_i^{hedge} \times B_i)\right) - \sum_{ind} w_{ind} \times M_{ind} \times B_{ind}\right)^2 + \sum_i 0.75 \times w_i^2 \times (M_i \times EAD_i^{total} - M_i^{hedge} \times B_i)^2\right)^{0.5}$

hは、保有期間（ただし、hの値は一とする。）

w_iは、取引相手方ｉに係る掛目

M_iは、第百三十三条第一項に規定する実効マチュリティであって取引相手方ｉに係る派生商品取引に係るものとする。この場合において、同項中「一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は五年とする。」とあるのは、「一年に満たない場合は一年とする。」と読み替えるものとする。

EAD_i^{total}は、取引相手方ｉに係るネッティング・セットの与信相当額の割引現在価値

M_i^{hedge}は、ＣＶＡリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方ｉに係る取引のマチュリティ

B_iは、ＣＶＡリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方ｉに係る取引の想定元本額の割引現在価値

w_{ind}は、ＣＶＡリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップに係る掛目

M_{ind}は、ＣＶＡリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップのマチュリティ

B_{ind}は、ＣＶＡリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップの想定元本額の割引現在価値

2　前項のw_iは、適格格付機関により付与された取引相手方ｉに係る格付に対応する信用リスク区分（第二十七条第一項に掲げる主体以外の主体についても、同項第一号の表を準用するものとする。）に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

信用リスク区分	1—1	1—2	1—3	1—4	1—5	1—6
ウェイトw_i（パーセント）	〇・七	〇・八	一・〇	二・〇	三・〇	十・〇

3　第一項のw_{ind}は、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップを構成する単一の債務者に係るクレジット・デリバティブのクレジット・スプレッドの加重平均に対応する信用リスク区分に応じ、前項の表の左欄に定めるものとする。

4　第一項のEAD_i^{total}は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方に係るネッティング・セットごとに算出した額とする。

一　カレント・エクスポージャー方式を用いる場合　第四章第六節第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値

二　標準方式を用いる場合　第五十二条に規定する与信相当額の割引現在価値

三　期待エクスポージャー方式を用いる場合　第五十三条第二項に規定する与信相当額

5　第一項並びに前項第一号及び第二号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

（割引現在価値）＝（想定元本額又は与信相当額）×（1−EXP（−0.05×M_x））／（0.05×M_x）

M_xは、対応するM_i、M_i^{hedge}又はM_{ind}

6　第一項の規定によりＣＶＡリスク相当額を算出する場合には、次に掲げる取引であってＣＶＡリスクのヘッジを目的とするものに限り、ＣＶＡリスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。

一　単一の債務者を参照するクレジット・デフォルト・スワップ

二　単一の債務者を参照するコンティンジェント・クレジット・デフォルト・スワップ

三　前二号に掲げるものと同等であると認められるヘッジ手段に係る取引

四　インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ

7　第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項のEAD_i^{total}（直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るものに限る。）を算出する場合には、第四項第一号又は第二号に定める額に次の掛目を乗じた額を、当該ネッティング・セットのEAD_i^{total}とするものとする。

掛目＝$\sqrt{(Tm/10)}$

Tmは、第五十三条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネッティング・セット　二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット　十営業日」とあるのは、「ネッティング・セット　五営業日」と読み替えるものとする。